

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～3 略		1～3 略	
4 八頭町		4 八頭町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部局	課長 会計管理者 出納室長 <u>参事</u> 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	町長部局	課長 会計管理者 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
支所	支所長 課長 <u>参事</u>	支所	支所長 課長
保育所	所長	保育所	所長
男女共同参画センター	所長		
保健センター	所長 <u>参事</u>	保健センター	所長
地域包括支援センター	所長		
略		略	
学校給食共同調理場	所長 <u>参事</u>	学校給食共同調理場	所長
公民館	館長 <u>参事</u>	公民館	館長
略		略	
5 略		5 略	
6 湯梨浜町		6 湯梨浜町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部局	課長 出納室長 所長 <u>参事</u> 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	町長部局	課長 出納室長 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

略	
教育委員会事務局	教育長 課長 参事
略	

7 琴浦町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 参事 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
保育園	園長
略	

8～23 略

24 鳥取中部ふるさと広域連合

機 関	職
事務局	局長 次長 課長 主査
会計管理者	会計管理者

25～28 略

備考 略

略	
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

7 琴浦町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
略	

8～23 略

24 鳥取中部ふるさと広域連合

機 関	職
事務局	局長 次長 課長 主査

25～28 略

備考 略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。